

## 第 2 回生駒市情報公開運営審議会会議録

日 時 平成 1 1 年 5 月 2 5 日 ( 火 ) 午後 3 時 ~ 午後 4 時 2 5 分

場 所 生駒市役所 4 0 3 ・ 4 0 4 会議室

出席者

委 員 下村敏博、風間規男、池田利定、奥田善春、窪田博、津村貴一、日高  
容子、前場トモ子、森董、森田美智子

事務局 文書課長・嶋司芳正、情報公開室長・新谷厚、情報公開室係長・石畑  
欽一、情報公開室主査・真銅美雪

配付資料

- 1 会議次第書
- 2 平成 1 0 年度生駒市の情報公開 運用状況報告書
- 3 平成 1 1 年度開示請求申出内容等一覧
- 4 部分開示処理事例

審議事項

- 1 テープレコーダーの使用について
- 2 平成 1 0 年度生駒市情報公開運用状況について ( 報告 )
- 3 その他

( 1 ) 会議について

ア 会議録について

イ 傍聴について

( 2 ) 個人情報保護制度について

審議内容

- 1 テープレコーダーの使用について

事務局が議事録を作成するという目的に限り使用を認め、議事録が作成さ

れれば消去する、ということでした承

## 2 平成10年度生駒市情報公開運用状況について（報告）

事務局から概要を説明

〔質疑〕

Q．文書の不存在について、保存期間が経過し、既に廃棄されているような場合は判断しやすいが、受付番号2の教育委員会協議会の設置要項とその活動記録のような存在しているかどうか客観的にわかりにくい場合は担当者からの事情聴取で判断するのか。

A．そういうことになる。また、不存在については担当者が開示の申出者に十分に説明をして理解していただいている。

なお、開示請求の場合は、不服申立ての対象となる。

Q．情報公開制度がスタートして、各課の対応などはどうであったか。

A．担当課で不開示にするケースが多いのではないかと考えていたが、職員の不開示項目についての取扱いに不慣れな面もあり、逆に例えば個人情報が開示扱いになっていたため不開示にするよう指導することなどがあった。ただ、行政運営に支障があるかどうかといった場合は担当者の判断に主観性が入りやすいため、客観的な判断ができるよう協議を重ねた。

Q．情報公開制度の実施前にどの程度の職員研修を行ったのか。

A．部・次長級、課長・補佐級、係長級というように分けて合計で17回程度行った。

Q．情報公開制度が実施されたことによって増加した経費はどれくらいか。

A．4月に61件の申出があったため4・5月は時間外勤務が増加したが、申出については義務的開示と違い決定期限に15日以内という法的拘束がないことから、申出者には時間がかかることを理解してもらって勤務時間内で処理するよう指導したので6月以降は落ち着いた。去年1年間の時間

外の合計は1500時間程度で金額的には約300万円、コピー代については、当初は部分開示の場合、原本をコピーし、不開示部分を黒塗りして再度コピーしていたが、途中から不開示部分にシールをはって処理したため庁内コピーの総枚数の増加は1万枚程度で、金額にすると5万円程度であった。

Q．不開示事項で「当選祝いに係る相手方の職・氏名」とあるが、判断は公正か。

A．不開示の理由は、当選祝いの相手方により金額の多寡があり、相手方の職・氏名を明らかにすることによって交際事務の執行に支障が生ずるため、これは大阪高裁差戻審控訴審判決でも認められている。なお、2～3年前からは当選祝いは支出していないということである。

Q．情報公開条例の第4条には公文書の開示を受けた者は、これによって得た情報を、適正に使用しなければならないとされているが、ピラなどに使用されたのは不適正な使用にならないのか。

A．不適正とは言い難い。また、適正に使用しなければならないというのは理念を示している。情報公開制度は利用の仕方によっては悪意的に使われるという危険性があるが、市としては制度を適正に運営していくしかなく、制度の利用者に利用目的等を含めて指導はできるが、指示、制限は基本的にはできないと考えている。

Q．長期欠席児童・生徒等の調査の開示の申出については、後で取り下げられているが、その経緯は。

A．申出の目的が個々の内容を知りたいのではなく、統計的な数字を知りたいということだったので情報提供で対応でき、申出者から後日取り下げる旨の申出があった。

Q．開示の請求があった場合、所管課の担当者としては開示した方が簡単な

ため安易に開示してしまうことはないかと危くしている。

A．情報公開室で対象文書を事前に確認し、開示・不開示の判断で差が生じないようにしている。

### 3 会議について

#### (1) 会議録について

##### ア 結論

会議録については、要旨議事録とする。

##### イ 審議経緯

異議はなし。

#### (2) 傍聴について

##### ア 結論

傍聴は認めない。

##### イ 審議経緯

傍聴を認めると建前論になってしまい自由な意見交換ができない。

傍聴を認めると未成熟な内容が出てしまい誤解を招く場合もある。

### 4 個人情報保護制度について

事務局から下記の事項について説明

(1) 平成12年3月1日個人情報保護条例施行予定

(2) 個人情報保護制度の実施に伴い審議会の名称が「生駒市情報公開運営審議会」から「生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会」に変更になり、審議事項に個人情報保護条例の運営に関する事項が加わる。

(3) 来年早々に個人情報の外部提供等についての審議会を開催予定